

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋屋上の雨水排水口1個に詰まりが認められたため、当該排水口を点検・清掃	D	
2	1号機	復水貯蔵タンクのレベル計収納箱扉に腐食が認められたため、当該収納箱を点検・修理	D	
3	2号機	計算機室空調系空調機（A）が冷媒圧力の「圧力異常」により停止したため、当該空調機を点検・修理	D	
4	3号機	主タービン電気油圧式制御装置に「盤故障」の警報発生、および主制御器（B）に異常表示の点灯が認められたため、当該主制御器を点検・修理。 なお、運転には異常なし	C	
5	3号機	タービン建屋大物搬入口における物品搬出のための汚染確認測定において、汚染物品（工具類）が確認（4.7Bq/cm ² ）されたため、当該物品を養生および対応検討	D	
6	3号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機の後置クーラードレン分離器とドレントラップの均圧ライン接続部より空気のリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	主復水器細管洗浄装置（A） ボール捕集器（A・B）の各ボール出口配管ドレン弁2台及びボール回収器（A） バイパス配管ベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	タービン建屋換気空調系主タービン油タンク室給気ルーバーおよび排気ルーバーの開表示検出用リミットスイッチに動作不良（開側表示灯の不点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
9	4号機	ページングボックス（タービン建屋1階南東側）の扉ノブに損傷が認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	タービン建屋油ドレンサンプポンプ（C）用電動機点検において、回転子軸の軸受け嵌め合い部（負荷側、反負荷側）に摩耗が認められたため、対応検討	D	
11	6号機	タービン建屋ストームドレンサンプポンプ（C）用電動機点検において、回転子軸の軸受け嵌め合い部（負荷側、反負荷側）に摩耗が認められたため、対応検討	D	
12	6号機	タービン建屋高電導度廃液系サンプポンプ（A）用電動機点検において、回転子軸の軸受け嵌め合い部（負荷側、反負荷側）に摩耗、および冷却ファン嵌め合い部に打痕が認められたため、対応検討	D	
13	集中環境施設	集中環境施設換気空調系ランドリー冷凍機室フロンガス検知器点検において、指示値不良（指示値が出ない）が認められたため、当該検知器を修理	D	
14	集中環境施設	補助ボイラ（A）すす払い装置（1A）のフランジ部に析出物が認められたため、当該析出物を除去および当該部を点検	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで